

# 憲法調査会関係資料

## —内容と所蔵状況について—

古川 浩太郎

はじめに

### I. 憲法調査会および関係資料について

- (1) 憲法調査会の活動
- (2) 憲法調査会関係資料
- (3) 結び

### II. 憲法調査会関係資料一覧

- (1) 憲法調査会会議録
- (2) 配布資料の目録

### III. 索引

## はじめに

憲法調査会（以下「調査会」と記す）は、1956（昭和31）年6月11日施行の「憲法調査会法」に基づき、「日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議」<sup>(1)</sup>することを目的として、内閣に設置された機関である。

調査会が設立された経緯についてはここでの検討の対象とはしない。しかし、講和条約の発効による独立の回復（1952年）とともに、東西両世界の対立を基本的な枠組みとする国際政治に組み込まれた日本の国内世論において、急速に高まりつつあった憲法改正への気運が調査会誕生の主たる原動力であったことは推測に難くないであろう<sup>(2)</sup>。

調査会が実際にその活動を開始したのは、翌1957年8月からであったが、それは以後約7年間に及んだ。本稿は、この長期間の活動の中から生み出された資料について紹介し、国立国会図書館における所蔵状況を一覧にして示すことを主たる目的とする。併せて資料の背景となる調査会の活動の概略にも触れることとした。

## I. 憲法調査会および関係資料について

### (1) 憲法調査会の活動

資料を紹介するに先立ち、本節においては調査会の辿った足跡を振り返ってみたい。ただし、ここでは調査会資料との関連において必要な事実内容のみを記述することとし、その活動、組織及び所掌事務の詳細に関しては、『憲法調査会報告書』を参照され

たい(3)。

前記のように、調査会の活動がスタートしたのは、調査会法が施行されて一年余が経過した1957年8月であった。この空隙期間の存在は、戦後の日本政治における憲法改正問題にとって、大きな曲り角とも称し得る時期を象徴するものであり、政治史の視点からは極めて興味深いものがあるが、資料の紹介を主たる目的とする本稿の趣旨に照らして、本文においては言及を控えておきたい(4)。また、調査会は国会議員(30名以内)および学識経験者(20名以内)を委員として組織されたが、社会党は調査会が憲法改正を強行するものであることを主張し、また調査会を内閣に設置することの違憲性を唱え、当初から終始一貫して調査会に不参加の方針を採った(5)。これ以後、調査会は7年間に亘って活動を行ったのであるが、それはおおむね三つの時期に区分することができよう。

第一段階として、発足直後の1957年10月(第4回総会)から、日本国憲法の制定経過に関する調査が開始された。調査会の組織は、総会を中心として、これに加え、定められた所管事項および総会から付託された主題についてより詳細な調査審議を行うことを目的とする部会から構成されることを基本としたが、実際に部会が設置されたのは、後述の第三段階に入って以後のことであった。第一段階においては、総会において参考人からの事情聴取形式で調査を進めることと並行して、「憲法制定の経過に関する小委員会」が設置された(1957年12月)。この小委員会は、1961年9月に至るまで活動を続け、同月「憲法制定の経過に関する小委員会報告書」が作成された。第二段階においては、日本国憲法の運用の実際についての調査が行われた。この調査活動は、1958年3月(第11回総会)から開始されたものであり、時期的には第一段階の調査と重複する。ここにおいては、総会における審議に加えて、第一(国民の権利及び義務、司法を担当)、第二(国会、内閣、財政、地方自治)、第三(前文、天皇、戦争放棄、改正、最高法規)の各委員会が設置され、総会と並行して調査審議を行った(衆議院が解散していた期間には、学識経験者たる委員のみからなる小委員会が設置された)。これら各委員会は、1961年7月にそれぞれ報告書を作成し、総会へ提出した。この第一、第二段階における調査に際しては、多数の調査用参考資料が作成された。これらの資料は、次節において紹介する調査会関係資料の中心を占める存在となっている。第一、第二段階における調査を経た後、憲法の改正、運用の改善の必要性の是非を審議する第三段階に入った。ここでの審議は、その対象とするべき問題点を整理することを目的として設置された整理委員会により作成された「今後において審議すべき問題点要綱」(1961年9月、第58回総会に提出)に基づいて行われた。1961年12月、従来の委員会に曲って、第一(前文、天皇、戦争放棄、最高法規、改正)、第二(国民の権利及び義務、司法)、第三(国会、内閣、財政、地方自治)の各部会の他、これら各部会のいずれにおいても、またそれらの連合部会においても検討審議することが不適当な事項について総会の付託のもとに審議を行うことを任務とする特別部会が設置された(6)。そして、1963年5月以降は調査会の最終報告書の作成を準備する期間となり、その作業を行うことを任務とする起草委員会が設置された。最終報告書は、当初の予定

より遅延したが、翌1964年7月3日、本文約1,200ページ、付属文書約4,300ページに及ぶ『憲法調査会報告書』として完成し、内閣を通して国会に提出された。

この報告書の完成をもって、調査会の活動は実質的に終了した。これ以後は、残務整理を行い、1965年6月3日をもって調査会は廃止されたのである。この間開催された総会は、全部で131回、委員会・部会等は319回にのぼった。また1958年11月から1961年3月にかけて全国46（当時）都道府県庁所在地において、またその後、東京及び全国9地区で公聴会が開催された<sup>(7)</sup>。その他、海外へ委員を派遣しての調査が三度に亘り実施された。

以上の概観からだけでも、調査会が時間的にも人的にも多大の力を注いで調査活動を行ったことが瞭然である。それならば、調査会はこのような活動に見合うだけの結果を、日本国憲法およびその改正を巡る動きの中へ実らせることができたのであろうか。調査会が、憲法改正運動ひいては戦後政治史に対して果たした役割については、従来あまり考察が試みられていないだけに、検討するに足る課題といえよう<sup>(8)</sup>。しかし、本稿では問題を指摘するにとどめ、以下節を改めて資料について解説を行いたい。

## (2) 憲法調査会関係資料

資料の確定及び排列の順序は、原則的には『憲法調査会報告書』（以下「最終報告書」と記す）巻末所載の「別表13：憲法調査会会議録および配布資料の目録」を典拠とし、表記方法もこれに従う。この資料目録の作成方針は、調査会第127および第130回総会において定められた。それによれば、憲法調査会関係資料は、総会をはじめとする各種部会、委員会等の議事録と、調査活動に資するべく作成し、配布された資料（以下「調査資料」と記す）の二つのグループに大別することができる。議事録は、原則として1回の会議につき1冊が作成され、その分量は505点を数える<sup>(9)</sup>。また、調査資料は234点である。ここに挙げられている資料は、その執筆者は広範囲に及ぶが、議事録はもとより、いずれも調査会事務局の作成にかかるものであり、いわば調査会の「公式資料」と言うことができる。

最終報告書巻末の資料目録には「公式」以外の資料すなわち会議の席上参考人及び専門委員から説明の便宜のため配布されたもの、委員から出された意見の要旨、外部から調査会に寄せられた建議書・要望書等は掲載されていない<sup>(10)</sup>。これらの資料にもあたることによって調査会の活動をより詳細に知ることができよう。しかし、もとよりこのレベルの資料については、その多種多様さゆえに範囲を確定することに困難が伴い、加えて調査会がその活動を終えてからすでに四半世紀以上の年月が経過した現在、その全容と所在を正確に把握することは不可能と判断せざるをえない。従って、本稿においては最終報告書の目録作成方針に同調し、これらについては対象から除外することとした（後述の佐藤達夫および西沢哲四郎関係の一連の資料の中にはこのような種類のものも含まれており、目録に掲載されている）。また、最終報告書所収の資料目録には『憲法調査会報告書』自体がリストアップされていないが、ここでは最終報告書（本編・1点）及びその付属文書（12点）を付加、記載した。従って、本稿に

において「憲法調査会関係資料」として取り上げる資料は、前記の資料を含み合計752点である。

資料の排列は、最終報告書の資料目録に従い、先に各部会・委員会の議事録を、次に調査資料、最後に報告書という順序とした。このうち調査資料について、最終報告書においてはこれをさらに調査会における実際の調査審議のプログラムに従って分類・排列している。本稿において資料の所蔵状況一覧を作成するに際しては、当初必ずしもこの方法に囚われず、一点一点の資料の扱う内容に則して新たにグループ分けをすることや、資料の作成年月順に排列することも検討した。しかし、政府から公式に刊行された最終報告書の性格と、参照の便とを勘案した結果、その排列方針と同調することとした。調査資料は、報告書の分類に従ってA.日本国憲法、B.憲法制定の経過に関するもの、C.憲法運用の実際に関するもの、D.日本国憲法の改正に関するもの、E.公聴会及び世論調査に関するもの、F.憲法調査会に関するもの、G.憲法調査会年報、H.憲法運用の実際についての調査報告書等の索引、I.憲法調査会報告書の概要、の順に排列し、これに新たにJ.憲法調査会報告書とK.憲法調査会報告書付属文書とを付加した。

このうち資料数が際立って多いのはB(86点)とC(114点)である。その中心を占めるのは、日本国憲法の成立と運用の実態をめぐり多様な視座に基づいて著された論稿である。この資料群の存在が、調査会関係資料の最大の特色であるということができよう。なかでも、諸外国の憲法について論じたものが多く、日本国憲法をこれらとの比較に立って検討しようとする調査会の姿勢を看取することができる。この部分の資料の排列順は以下のとおりである(最終報告書の表記に準拠)。まずBにおいては、①憲法制定に直接関係した機関・団体・個人の作成にかかるもの、②これらの機関・団体の関係者ないし個人から第三者が直接に聴取したもの、③第三者が客観的な立場で日本国憲法制定の経過について記述したもの、となる。次にCにおいては、①憲法運用の一般にわたるもの、②憲法の各条章に関するもの、となっており、いずれも日本に関するものを先に、海外に関するものを後に排列している<sup>11)</sup>。また、リストを一瞥するとわかるように、調査資料の部分においては、資料によって「憲資・総〇」「憲資・国〇」等の資料番号の付番の有無が見られる。最終報告書等には、この点に関する説明記述を見いだすことはできなかった。しかし管見の限りにあつては、この資料番号は、各部会または委員会によって付与されたものと推測される。また、番号の付与された資料は、調査会における審議に用いることを本来の目的として新たに執筆作成された資料であり、他方、番号の付与されていない資料はすでに発表・公刊されたものの中から、調査会の審議に活用するためその全部または一部を抜粋することによって調査会の資料としたものと考えられる。

次に、国立国会図書館(以下「当館」と記す)における憲法調査会関係資料の所蔵状況について触れておきたい<sup>12)</sup>。次章の資料一覧に掲載する資料はその大半が当館に所蔵されている。資料は通常の図書(冊子)形態のものと、マイクロフィルム(35mmロールフィルム)形態のものがある。このうちマイクロフィルム資料は、調査会の

活動終了後、調査会事務局の手により最終報告書の資料目録に従って一点一点撮影が行われた。撮影が省略された一部の資料（表中※印）を除き、調査会関係資料のほぼ全部が収録されている。議事録も撮影が行われたが、当館ではこの部分についてはコピーを作成しなかったため、マイクロフィルムの形態では所蔵していない。このマイクロフィルムは、20巻から構成され（「21巻」として別撮部分が存在するが、最終巻の末尾と一緒に収録されている）、憲政資料室において閲覧が可能である。図書形態の資料は、当館中央書庫に所蔵されており、これも閲覧することができる。また、当初は図書形態であったが、破損が進んだためにマイクロフィッシュ化した資料が例外的に存在する。前記のように、議事録については当館にマイクロフィルムが存在しないことから、中央書庫所蔵の資料を利用することになる。その他、憲政資料室に所蔵されている「佐藤達夫関係文書」の中に調査会関係資料が含まれている。さらに、同室には「西沢哲四郎旧蔵憲法調査会資料」が所蔵されている<sup>(13)</sup>。

### (3) 結 び

調査会が当初めざしたものは、国家の基本法である憲法の改正であった。鳩山内閣が企図したとおりにそれが実現していたならば、その結果日本の国家としての進路にどのような変動が生じたであろうか。憲法改正を想定したその設立経緯や活動をめぐって、当時多くの議論が交わされた。しかし調査会が、当初の目的である憲法改正については、結局これを達成しえぬままその活動を終えたこと、加えて爾後経過した年月の長さは、調査会やその関係資料についての記憶や知識をわれわれから遠ざける方向に作用したといえよう<sup>(14)</sup>。こうした点を考慮するならば、調査会の長期に及ぶ活動の所産である関係資料について、ここで整理をしておくことは有用であろう。それは調査会が歩んだ足跡を記憶によみがえらせることにはとどまらない。現代政治、とりわけ国際政治の動向と不可分の接点を持つ憲法問題が過去においてどのような視角から議論の俎上に乗せられたのかを確認し、そこから現代の問題を考察するための一つの方途を提供できるのではないだろうか。

しかし、資料の紹介に主眼を置く以上、少なくとも調査資料についてはその一点一点について、内容の解題までを行うべきであったと思う。そのことにより、後に示す「索引(2)」についても、これをさらに細かく、憲法の条文ごとに作成することができたのではないかと思われる。この点で、本稿は調査会関係資料の目録として必ずしも十分なものとは言えないであろう。また所蔵調査についてもまったく遺漏の恐れなしとはしえず、これら不足な点については随時ご指摘を賜りたい。今後の課題としては、各議事録や調査資料を足掛かりとして、調査会自体の活動やその歴史的意義、さらには調査会において議論された諸問題について、政治史の視点から考察していくことがあげられよう。

本稿の作成に際しては、当館客員調査員の佐藤功先生からご教示を受けることができた。また、この他にも、筆者が度重ねてご指導を頂いた方々がおられる。末尾ではあるがここに記し、深く感謝の意を表したい。これをもって解説部分を結び、以下に

憲法調査会関係資料一覧と、その索引を掲げることとする。

## II. 憲法調査会関係資料一覧

前章で触れたとおり、以下に掲げる調査会関係資料一覧は、基本的には『憲法調査会報告書』の「憲法調査会会議録および配布資料の目録」に依拠して作成した（明らかな誤植と判断した箇所は訂正した）。その際書誌事項を追記したほか、当館における所蔵状況を以下の記号によって示すこととした。

- ①：本館中央書庫に所蔵されているもの
- ②：憲政資料室所蔵の憲法調査会マイクロフィルムに収録されているもの  
（マイクロフィルムへの撮影が省略された資料には※印を付した）
- ③：憲政資料室所蔵「佐達達夫関係文書」に含まれるもの
- ④：憲政資料室所蔵「西沢哲四郎旧蔵憲法調査会資料」に含まれるもの

なお、①についてはその図書請求記号を付記したが、このうち「憲資」番号が付されていない資料には一括して請求記号323.4Ke119kが付与されており、『憲法調査会資料』1～4として4冊にまとめて製本されている。従ってこれらは同一の請求記号を持つが、ここでは検索の便宜を計るため、各資料がこの4冊のいずれにおさめられているかを明示することとし、請求記号の末尾に括弧付きの数字により収録巻を示した。

### (1) 憲法調査会会議録

- 1 憲法調査会総会会議録 第1回—第131回 ①④  
〈323.4-Ke1194k〉
- 2 憲法制定の経過に関する小委員会議事録 第1回—第49回 ①④  
〈323.4-Ke1194k2〉
- 3 憲法調査会第一委員会議事録 第1回—第49回 ①④  
〈323.4-Ke1194k7〉
- 4 憲法調査会第一委員会小委員会議事録 第1回—第5回 ①④  
〈323.4-Ke1194k10〉
- 5 憲法調査会第二委員会議事録 第1回—第42回 ①④  
〈323.4-Ke1194k6〉
- 6 憲法調査会第二委員会小委員会議事録 第1回—第5回 ①④  
〈323.4-Ke1194k9〉
- 7 憲法調査会第三委員会議事録 第1回—第39回 ①④  
〈323.4-Ke1194k8〉
- 8 憲法調査会第三委員会小委員会議事録 第1回—第4回 ①④  
〈323.4-Ke1194k11〉

- 9 憲法調査会連合部会（第一部会・第二部会・第三部会・特別部会） ①④  
 議事録 第1回—第3回  
 <323.4-Ke1194k22>
- 10 憲法調査会第一部会議事録 第1回—第25回 ①④  
 <323.4-Ke1194k19>
- 11 憲法調査会第二部会議事録 第1回—第23回 ①④  
 <323.4-Ke1194k23>
- 12 憲法調査会第三部会議事録 第1回—第30回 ①④  
 <324.4-Ke1194k21>
- 13 憲法調査会特別部会議事録 第1回—第9回 ①④  
 <323.4-Ke1194k22>
- 14 憲法調査会起草委員会議事録 第1回—第34回 ④
- 15 憲法調査会起草委員会小委員會議事録 第1回—第2回 ④
- 16 憲法調査会公聴會議事録 第1回—第46回 ①④  
 <323.4-Ke1194k5>
- 17 憲法調査会憲法調査会地区別公聴会記録 第1回—第9回 ①④  
 <323.4-Ke1194k24>
- 18 憲法調査会中央公聴会記録 ①④  
 <323.4-Ke1194k25>

(2) 配布資料の目録

A. 日本國憲法

- 1 日本國憲法・大日本帝國憲法 ①  
 調査会事務局 <323.4-Ke119k(4)>
- 2 The Constitution of Japan ①  
 調査会事務局 <323.4-Ke119k(4)>
- 3 Die Verfassung Japans ①②  
 調査会事務局 <323.4-Ke119k(4)>
- 4 Constitution du Japon ①②  
 調査会事務局 <323.4-Ke119k(4)>

B. 憲法制定の経過に関するもの

- 1 帝國憲法改正諸案及び關係文書 (一)政府側草案及び關係文書 ①②③④  
 (憲資・総9)  
 調査会事務局 1957.12 153,24(E)p<sup>(15)</sup> <323.4-Ke1194t>

- 2 帝国憲法改正諸案及び関係文書 (二)政党その他の憲法改正案 ①②③④  
(憲資・総10)  
調査会事務局 1957.12 108p <323.4-Ke1194t>
- 3 帝国憲法改正諸案及び関係文書 (三)連合国側関係文書 ①②④  
(憲資・総11)  
調査会事務局 1957.12 14,15(E)p <323.4-Ke1194t>
- 4 帝国憲法改正諸案及び関係文書 (四)連合国側関係文書 (追補) ①②④  
(憲資・総13)  
調査会事務局 1958.2 67,76(E)p <323.4-Ke1194t>
- 5 帝国憲法改正諸案及び関係文書 (五)連合国側関係文書 (追補二) ①②④  
(憲資・総20)  
調査会事務局 1958.4 16,14(E)p <323.4-Ke1194t>
- 6 帝国憲法改正諸案及び関係文書 (六)内大臣府側関係文書 ①②③④  
(憲資・総26)  
調査会事務局 1958.7 149p <323.4-Ke1194t>
- 7 帝国憲法改正諸案及び関係文書 (五)「増補版」連合国側関係文書 ①②③④  
(追補二) (憲資・総30)  
調査会事務局 1959.1 16,15(E)p <323.4-Ke1194t>
- 8 帝国憲法改正諸案及び関係文書 (七)「増補版」内大臣府側関係文書 ①②④  
(憲資・総53)  
調査会事務局 1961.3 3p <323.4-Ke1194t>
- 9 昭和二十一年一月一日詔書 調査会事務局<sup>10)</sup>
- 10 アメリカ合衆国外交関係文書：1945年ベルリン(ポツダム)会議 ①②③④  
(抄) (憲資・総55)  
調査会事務局 1961.8 69,50(E)p <319.53-A461aK>
- 11 日本自由党憲法改正要綱関係資料 (浅井清氏提供) ①②③  
調査会事務局 1961.4 50p <323.4-Ke119k(3)>
- 12 参議院制度関係資料 (浅井清氏提供) ②  
調査会事務局 1961.6 10p
- 13 憲法研究会関係資料 (鈴木安藏氏提供) ②  
調査会事務局 1959.3 32p
- 14 日本新憲法 (憲資・総1) ①②③④  
連合国最高司令官総司令部民政局 (GHQ/SCAP GS) 1956.  
9 83p <323.4-R18nK>
- 15 日本の新憲法と極東委員会 (憲資・総2) ①②③④  
米国内務省 (G・H・ブレイクスリー) 1956.9 38p  
<323.4-cB63nT>

- 16 極東委員会(抄)(憲資・総40) ①②③④  
米国内務省(G・H・ブレイクスリー)1959.8 76p  
<329.8-cB62kT>
- 17 ポツダム宣言の条項受諾に至る経緯及び日本管理の機構と政策 ①②④  
(憲資・総14)  
外務省 1958.2 63,8(E)p <329.8-Ke119p>
- 18 新憲法草案ニ於ケル条約締結手続等ニ付総司令部側ト折衝ノ経緯ニ関スル件 ②③  
萩原 徹 作成年月無記載 11p
- 19 憲法改正に関する最高司令官宛ホワイトニー覚書 ①②③  
調査会事務局 1960.1 16p <323.4-Ke119k(1)>
- 20 明治憲法下における憲法改正に関する議会の権限—A・C・オブ  
ラー ①②③  
調査会事務局 1960.9 21p <323.4-Ke119k(1)>
- 21 日本のある私的独立グループの憲法草案に関する資料— ②③  
M・E・ラウエル  
調査会事務局 1959.6 16,12(E)p
- 22 帝国憲法改正審議録(一) 総論編(上)(憲資・総33) ①②  
調査会事務局 1959.3 625,7(索引)p <323.4-Ke1194t2>
- 23 帝国憲法改正審議録(二) 総論編(下)(憲資・総42) ①②③④  
調査会事務局 1959.10 630,7(索引)p <323.4-Ke1194t2>
- 24 帝国憲法改正審議録(三) 国体及び天皇編(上)(憲資・天3) ①②④  
調査会事務局 1959.3 678,16(索引)p <323.4-Ke1194t2>
- 25 帝国憲法改正審議録(四) 国体及び天皇編(下)(憲資・天6) ①②③④  
調査会事務局 1959.8 1072,13(索引)p <323.4-Ke1194t2>
- 26 帝国憲法改正審議録(五) 戦争放棄編(憲資・戦2) ②④  
調査会事務局 1958.3 551,16(索引)p
- 27 帝国憲法改正審議録(六) 基本的人権編(上)(憲資・権9) ①②③④  
調査会事務局 1959.3 859,17(索引)p <323.4-Ke1194t2>
- 28 帝国憲法改正審議録(七) 基本的人権編(下)(憲資・権11) ①②④  
調査会事務局 1959.8 877,17(索引)p <323.4-Ke1194t2>
- 29 帝国憲法改正審議録(八) 国会編(上)(憲資・国8) ②④  
調査会事務局 1958.3 604,13(索引)p
- 30 帝国憲法改正審議録(九) 国会編(下)(憲資・国9) ②④  
調査会事務局 1958.11 562,14(索引)p
- 31 帝国憲法改正審議録(十) 内閣編(上)(憲資・内4) ①②④  
調査会事務局 1959.3 762,12(索引)p <323.4-Ke1194t2>

- 32 帝国憲法改正審議録(士) 司法編 (憲資・司2) ①②④  
調査会事務局 1959.3 673,13p <323.4-Ke1194t2>
- 33 帝国憲法改正審議録(士) 財政及地方自治編 (憲資・財(地)2) ①②④  
調査会事務局 1959.2 377,7p <323.4-Ke1194t2>
- 34 昭和21年11月1日進歩党近畿大会における幣原総裁の挨拶 ①②③  
附「戦争抛棄」と「徹底平和」に関する幣原氏の演説草稿  
調査会事務局 1959.3 12,18(附)p <323.4-Ke119k(1)>
- 35 1946年4月5日の連合国対日理事会におけるマッカーサー元帥 ①②③  
の挨拶  
調査会事務局 作成年月無記載 11p <323.4-Ke119k(2)>
- 36 1951年5月5日米国会議上院軍事外交合同委員会におけるマッ ②  
カーサー元帥の証言  
調査会事務局 作成年月無記載 8,5(E)p
- 37 ロスアンジェルス正餐会におけるマッカーサーの演説 (1955年 ②  
1月27日付ニューヨーク・タイムス)  
調査会事務局 作成年月無記載 28p
- 38 高柳会長とマッカーサー元帥及びホイットニー准将との間に交 ②③④  
わされた書翰  
調査会事務局 1959.2 26,21(E)p
- 39 マイロ・E・ラウエル氏から高柳会長にあてた書翰 ②③  
調査会事務局 1961.6 2,1(E)p
- 40 マイロ・E・ラウエル氏との会談のおもな内容 ①②③  
調査会事務局 1961.6 7p <323.4-Ke119k(1)>
- 41 日本国憲法の草案について (松本烝治) (憲資・総28) ①②③④  
自由党憲法調査会 1958.10 33p <323.4-M348n>
- 42 松本烝治氏に聞く ②③  
東大占領体制研究会 1960.6 70p
- 43 日本の憲法改正に対して1945年に近衛公がなした寄与に関する ①②③④  
覚書  
高木八尺 1959.6 11,10(E)p <323.4-Ta199n>
- 44 高木八尺名誉教授談話録 (憲資・総25) ①②③④  
東大占領体制研究会 1958.7 33p. <323.4-Ta199t>
- 45 私の記憶に存する憲法改正の際の修正点—参議院内閣委員会に ①②③④  
おける鈴木義男氏の口述速記— (憲資・総12)  
調査会事務局 1958.2 43p <323.4-Su911w>
- 46 浅井清氏に聞く ①②③  
調査会事務局 1961.7 35p <323.4-Ke119k(3)>

- 47 岩淵辰雄氏に聞く ②③  
調査会事務局 1961.6 40p
- 48 知られざる憲法討議—制定時における東京帝国大学憲法研究委員会報告書をめぐって— ①②③  
我妻 栄 1962.7 49p <323.4-Ke119k (2)>
- 49 戦争放棄条項と天皇制維持との関係について—大平駒槌氏の息女のメモ— ②③  
調査会事務局 1952.2 21p
- 50 高柳会長とピナック教授との間にかわされた書かん(ママ) ①②③  
調査会事務局 1961.6 4,3(E)p <323.42-Ke119t>
- 51 戦争放棄条項の提案者について(馬場恒吾「自伝点描」およびハリー・E・ワイルズ「東京旋風」抜粋) ①②③  
調査会事務局 1961.6 5p <323.4-Ke119k (2)>
- 52 選挙公報を通じてみた憲法改正と総選挙(昭和21年4月10日施行)との関係 ①②③  
調査会事務局 1960.10 8p <323.4-Ke119k (1)>
- 53 占領初期における憲法改正問題に関する世論の動向—政党その他の憲法改正案に対する世論の反響を中心として—(憲資・総34) ①②③④  
佐藤 功 1959.4 52p <323.4-Ke1194s2>
- 54 日本国憲法成立の経緯(憲資・総46) ①②③④  
入江俊郎 1960.7 472p <323.4-I496n>
- 55 日本国憲法成立経過の概要(憲資・総3) ①②③④  
佐藤達夫 1957.4 41p <323.4-Sa8932n>
- 56 制憲工作の国際的背景(憲資・総43) ①②③④  
入江啓四郎 1959.12 91p <323.4-I492s>
- 57 ロバート・M・スポールディング・ジュニア氏から憲法調査会長高柳賢三博士にあてた書簡 ②③  
調査会事務局 1961.9 17,8(E)p
- 58 日本国憲法各条章の沿革(憲資・総38) ①②③  
調査会事務局 1959.7 186p <323.4-Ke1194n>
- 59 司令部草案と日本国憲法との対照(英文) ①②③  
調査会事務局 1959.8 54p <323.4-Ke119k (1)>
- 60 第90回帝国貴族院議事速記録抜粋(憲資・総8) ②③④  
調査会事務局 1957.12 44p
- 61 日本国憲法制定経過日録(憲資・総7) ①②③  
国立国会図書館 1957.11 245p <323.4-Ko548n>
- 62 天皇かくて人間となる ②  
藤樫準二 1960.1 19p

- 63 天皇の「人間宣言」草案秘話 ①②  
奥山益朗 1961.3 15p <323.4-Ke119k(1)>
- 64 マッカーサー (抄) (17)  
C・ホイットニー
- 65 連合国占領下の日本 (憲資・総29) ①②③④  
H・ボートン 1958.11 200p  
<329.8-cB73rKII>, <YD5-HB945~947>08
- 66 平時及び戦時の要職にありて (抄) ②  
ヘンリー・L・スチムソン, マック・G・バンデイ 1959.4  
30p
- 67 わが一生の思い出 (抄) ②③  
ジェームス・F・バーンズ 1959.6 11p
- 68 日本敵か味方か (抄) ①②  
ウィリアム・M・ボール 1959.5 99p <323.4-Ke119k(1)>
- 69 新生日本 (抄) (憲資・総23) ①②④  
ハロルド・S・クウィグレイ, ジョン・E・ターナー 1958.6  
95p <323.4-cQ6sK>
- 70 現行日本国憲法制定までの経過 (憲資・総17) ①②③④  
ロバート・E・ウォード 1958.3 59p <323.4-cW26gK>
- 71 冷戦時の日本国憲法 (憲資・総22) ①②④  
T・マックネリー 1958.6 24p <323.4-cM16rk>
- 72 日本国憲法—冷たい戦争の子— (憲資・総41) ①②③④  
T・マックネリー 1959.8 34p <323.4-cM16n2K>
- 73 日本の憲法改正に対する国内的・国際的影響 (抄) (憲資・総35) ①②③④  
T・マックネリー 1959.4 142p <323.4-cM16nK>
- 74 独逸連邦共和国基本制定の経過について (19)  
稲葉 修 20p
- 75 ドイツ連邦共和国基本法制定の経過 (憲資・総49) ①②③④  
稲葉 修・小林昭三 1960.11 154,257 (資料)p  
<323.64-Ke119d>
- 76 国際的影響下の制憲事業 (憲資・総51) ①②③④  
入江啓四郎 1961.1 60,25(E)p <323.6-I492k>
- 77 ドイツ連邦共和国基本法制定の経過 (憲資・総16) ②③④  
ヘルマン・J・マンゴルド 1958.3 43p
- 78 ドイツ憲法の再建—ボン憲法の制定経過— (憲資・総21) ②③④  
カール・J・フリードリッヒ 1958.5 42p
- 79 イタリア国との平和条約 (抄) ②③  
調査会事務局 1959.4 9p

- 80 Memorandum in Answer to an Inquiry relating to Article XXVIII of the SCAP Draft of Model Constitution ②  
 マイロ・E・ラウエル 作成年月無記載 7p
- 81 Kades' Letter to Prof. McNelly ②③  
 調査会事務局 1959.11 6p
- 82 Notes on Conversation with Mr. Frank Rizzo on August 6, 1959 (20)  
 T・マックネリー 2p
- 83 United States Occupation Policies in Japan since Surrender ②③  
 H・ボートン 1958.9 11p
- 84 The Constitution Question ②  
 村田聖明 作成年月無記載 3p
- 85 現行憲法の正当性—制憲過程にあらわれた憲法と国際法— ①②③  
 芦部信喜 1962.5 29p <323.4-Ke119k (2)>
- 86 「現行憲法の正当性」批判 大石義雄 1964.1 26p ①②  
 <323.4-Ke119k (2)>

### C. 憲法運用の実際に関するもの

#### 一 般

- 1 国会において行なわれた憲法に関する論議(一) (憲資・総18) ①②④  
 内閣法制局 1958.3 367p <323.4-N249k>
- 2 国会において行なわれた憲法に関する論議(二) (憲資・総24) ①②④  
 内閣法制局 1958.6 173p <323.4-N249k>
- 3 国会において行なわれた憲法に関する論議(三) (憲資・総31) ①②③④  
 内閣法制局 1959.1 91p <323.4-N249k>
- 4 憲法関係法制意見集 (憲資・総19) ①②③④  
 調査会事務局 1958.3 104p <323.4-Ke119k>
- 5 審議会における憲法関係論議及び憲法関係実例・先例・通達集 ①②③④  
 (憲資・総27)  
 調査会事務局 1958.9 588p <323.4-Ke1194s>
- 6 最高裁判所高等裁判所憲法関係判例要集 (憲資・総15) ①②④  
 最高裁判所事務総局 1958.3 146p <323.4-Sa211k>
- 7 最高裁判所が取り扱った憲法問題の概要 (21)  
 最高裁判所事務総局 1958.3 20p
- 8 デモクラシイの諸問題と日本憲法 (憲資・総37) ①②③④  
 R・カピタン 1959.6 18p <323.4-cC24d-N>
- 9 ドイツ連邦共和国基本法—その規定の改正経過— (憲資・総54) ①②③④  
 鮫島真男 1961.6 88,65(D)p <323.64-D91d2S>

- 10 アメリカ合衆国憲法修正諸条項の成立過程について(憲資・総45) ①②③④  
久保田きぬ 1960.3 44p <323.4-Ke119a>
- 11 ドイツ憲法のあゆみ(憲資・総58) ①②③④  
山田 晟 1962.7 172p <323.64-Y155d>
- 12 フランス憲法のあゆみ(憲資・総48) ①②③④  
野村敬造 1960.11 288,167(資料)p <323.65-N932h>
- 13 イタリア憲法のあゆみ(憲資・総52) ①②③④  
野村敬造 1961.3 110p <323.4-Ke119k(3)>
- 14 各国憲法の特質 ①②③  
自民党憲法調査会 1961.12 185p <323.4-Ke119k(3)>
- 15 フランスの憲法上の体験の教訓 ②③  
R・カピタン 1960.1 45p
- 16 新しい国々における自由と民主主義(憲資・総47) ①②③④  
国際文化自由会議 1960.5 146p <311-Ko548aK>
- 17 東南アジアの民主主義 ①②③  
高柳賢三 1961.5 22p <323.4-Ke119k(3)>

## 天 皇

- 18 憲法に規定する天皇の国事行為に関する文書等の形式例 ②  
内閣官房 1959 20p
- 19 天皇の国事行為に関する認証・交付・信任・委任・認可・解任状等の書式例 ②  
外務省 作成年月無記載 47p
- 20 皇室典範の制定経過 ①②③  
高尾亮一 1962.4 37p <323.4-Ke119k(2)>
- 21 皇室経済法の制定経過 ①②③  
高尾亮一 1962.4 30p <323.4-Ke119k(2)>
- 22 皇位継承と祖宗の神器 ①②③  
葦津珍彦 1962.6 6p <323.4-Ke119k(2)>
- 23 国民国家の象徴としての天皇(憲資・天8) ①②③④  
白井二尚 1960.1 37p <323.41-U773k>
- 24 現代の日本における「みかど」の役割—ロンドン・タイムス— ②  
調査会事務局 1959.12 9,8(E)p
- 25 立憲君主制(「新生日本」抜粋) ②  
ハロルド・S・クウィグレイ, ジョン・E・ターナー 1959.9  
6p
- 26 イギリス女王の憲法上の地位(一英国人の西春彦氏宛寄稿) ②  
調査会事務局 1960.3 10p

- 27 イギリス議会民主制の一要素としての国王について(憲資・天5) ②③④  
H・モリソン 1959.8 23p
- 28 ギリシャにおける君主制 ①②  
スグリツアス 1960.9 5p <323.4-Ke119k(1)>
- 29 ベルギー及びオランダ国王の政治的地位について ②  
外務省 1960.2 10p
- 30 北欧三国の君主制について ①②  
外務省 1960.2 16p <323.4-Ke119k(1)>
- 31 ヨーロッパの現君主制(憲資・天4) ②③④  
小林昭三 1959.6 23p
- 32 君主制における君主の地位と権能(憲資・天7) ②③④  
清水 望・小林昭三 1959.9 87p
- 33 今日における君主制の特色(憲資・天1) ②③④  
佐藤 功 1957.6 31p
- 34 現代に対する君主制の意義 ①②③  
H・ヘアファールト 1960.1 24p <323.4-Ke119k(1)>
- 35 君主制の本質(「一般国家論」抜粋) ②  
G・イエリネック 1959.8 18p

### 戦争放棄

- 36 日米安全保障関係文書集(憲資・戦4) ①②③④  
調査会事務局 1959.9 113p <329.19-Ke119n>
- 37 砂川事件に関する最高裁判所判決, 検察官上告趣旨及び東京地方  
裁判所判決 ※  
調査会事務局
- 38 自衛隊をみつめる(朝日新聞掲載論説) ①②  
調査会事務局 1959.12 31p <323.4-Ke119k(1)>
- 39 国民の風潮—中立主義—一—ジャパン・タイムス— ①②  
調査会事務局 1960.9 11p <323.4-Ke119k(1)>
- 40 西ドイツの再軍備に関する基本法修正条項 ②  
麻生 茂 46p
- 41 ドイツの再軍備—憲法法的考察—(憲資・戦5) ①②④  
藤田嗣雄 1961.7 95p <323.64-H982d>
- 42 世界連邦の運動 ②  
近藤俊清 1961.3 96p

### 国民の権利及び義務

- 43 改正刑法準備草案 附 同理由書 ※  
刑法改正準備会
- 44 政教分離の指令と神宮及び皇室 ①②③  
高尾亮一 1962.6 16p <323.4-Ke119k(2)>
- 45 日本農村における相続の実態と農業相続法政策 ①②③  
塩田定一 1961.12 73p <323.4-Ke119k(1)>
- 46 人権保護法とその判例 ②③  
河原峻一郎 作成年月無記載 26p
- 47 ドイツ連邦共和国の連邦憲法裁判所および州憲法裁判所の判例 ①②③④  
に関する報告(憲資・権12)  
B・ヴォルフ 1959.11 178p <323.64-cW85dT>
- 48 イタリア共和国憲法の人権規定に関する報告(憲資・権13) ①②③④  
M・マテウッチイ 1960.6 42,32(I)p <323.67-cM43iK>
- 49 ソビエトにおける司法上の人権保障(憲資・司5) ①②③④  
宮崎 昇 1963.1 103p <327.98-M667s>
- 50 英国及び北欧諸国における法律扶助制度 ②  
西 迪雄 1960.3 60p
- 51 基本的人権の制限—とくにアメリカ・インド及び日本の憲法に関 ①②④  
連させて—(憲資・権10)  
デュルガ・D・ベイシュ 1959.4 101,79(E)p <A225-23>
- 52 基本的人権の保障と制限(憲資・権1) ②③④  
水木惣太郎 1957.3 60p

## 国会

- 53 法律案等をめぐる衆議院・参議院・内閣の関係(資料集)(憲資・ ①②③  
国10)  
調査会事務局 1959.9 86p <314.4-Ke119h>
- 54 国会法立案過程におけるGHQとの関係(西沢哲四郎) ②③  
東大占領体制研究会 1959.2 63p
- 55 国会法の制定過程と問題点 ①②  
黒田 覚 1960.3 34p <323.4-Ke119k(3)>
- 56 日本議会法の今昔 ②  
J・ウイリアムズ 1959.7 54p
- 57 参議院議員選挙法の制定経緯 ①②③  
自治大学校 1960.10 177p <323.4-Ke119k(3)>
- 58 政党法案要綱に関する細川矢部私案 ①②  
調査会事務局 1962.4 7p <323.4-Ke119k(3)>

- 59 西ドイツ政党法案及び関係文書 (憲資・総50) ①②③④  
土屋正三 1960.11 180p <315.34-Ke119n>
- 60 政党 (上) —現代国家におけるその組織と活動— ①②③  
M・デュヴェルジュ 1962.6 176p <323.4-Ke119k (3)>
- 61 国民投票についての辻清明氏の所論 ①②  
調査会事務局 1962.5 8p <323.4-Ke119k (2)>
- 62 国民投票制度 (憲資・総59) ①②③  
宮田 豊 1962.8 76p <314.9-M655k>, <A259-1>

### 内 閣

- 63 「首相公選論」批判—その意義と危険について— ②③  
辻 清明 1962.5 19p
- 64 「首相公選論」の擁護—その危険と意義について— ①②③  
鶴飼信成 1962.6 20p <323.4-Ke119k (2)>
- 65 大統領制のもつ危険—首相公選制の欠陥をつく— ②③  
K・レーヴェンシュタイン 1962.1 7p
- 66 首相公選制の価値について ①②  
小林昭三 1962.5 7p <323.4-Ke119k (2)>
- 67 フランスにおける大統領制の効用 ①②③  
M・デュヴェルジュ 1963.3 36p <323.4-Ke119k (2)>
- 68 西ドイツにおける緊急事態に関する基本法改正草案 ②③  
黒田 覚 1963.4 24p

### 司 法

- 69 日本における憲法事件の判決 (憲資・司3) ①②③④  
ナザニール・L・ネーザンソン 1960.1 32,36(E)p  
<323.4-cN27n>
- 70 西ドイツ連邦憲法裁判所 ②  
J・フェデラー 作成年月無記載 18p
- 71 イタリアの憲法裁判所 (憲資・司4) ①②③④  
野村敬造 1961.11 32,36 (資料)p <323.67-N932i2>
- 72 ソビエトにおける裁判所制度 (憲資・司6) ①②③④  
宮崎 昇 1963.2 101p <327.1-M667s>
- 73 民主的法治国家において裁判になじまない高権行為 (憲資・司7) ①②③④  
H・シュナイダー 1963.1 77p <323.1-cS35mk>

### 財 政

- 74 憲法第89条関係資料 ①②  
 内閣法制局 1960.4 63p <323.4-Ke119k(1)>
- 75 予算制度(憲資・財1) ②③④  
 河野一之 1958.3 43p

地方自治

- 76 憲法と地方自治—地方団体の管理機構—(憲資・地1) ②③④  
 土屋正三 1957.3 69p

改正

- 77 憲法改正条項の考察(憲資・改2) ①②③④  
 小林直樹 1962.8 83,81(資料)p <323.4-Ko444k2>
- 78 憲法改正作用の理論的問題点 ①②③  
 小林直樹 1962.4 9p <323.4-Ke119k(2)>
- 79 憲法改正の本質, 技術, および限界 ①②③  
 K・レーヴェンシュタイン 1962.4 36p  
 <323.4-Ke119k(2)>

最高法規

- 80 憲法と条約—国会の条約手続参加を中心として—(憲資・最2) ②③④  
 高野雄一 1958.3 68p
- 81 オランダ憲法と国際法(憲資・最3) ①②③④  
 H・F・ファン・パンホイス 1961.5 32p  
 <323.6493-cP190k>

各国憲法および立法例

- |               |   |      |
|---------------|---|------|
| 82 各国憲法集      | { 衆議院法制局, 参議院法制局<br>国立国会図書館調査及び立法考査局<br>内閣法制局<br>1956.9(82), 1958.1(83), 1963.5(84)       } | ※④②③ |
| 83 各国憲法集(続)   |   |      |
| 84 各国憲法集(第三集) |   |      |
- 85 フランス1946年4月19日憲法草案 ①②  
 調査会事務局 作成年月無記載 32p <323.4-Ke119k(2)>
- 86 君主に関する各国憲法の立法例(憲資・天2) ②③④  
 内閣法制局 1957.3 32p
- 87 元首の名譽の保護に関する立法例 ②④  
 佐藤藤佐 18p

- 88 軍事に関する各国憲法の立法例（憲資・戦1） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 25p
- 89 軍事に関する各国憲法の規定の一覧表（憲資・戦3） ②③④  
 内閣法制局 1959.1 1p
- 90 各国憲法における基本的人権の総則規定（憲資・権2） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 44p
- 91 国民の基本的義務に関する各国憲法の立法例（憲資・権3） ②③④  
 国立国会図書館 1957.3 21p
- 92 法の下での平等に関する各国憲法の立法例（憲資・権14） ②③④  
 内閣法制局 1962.6 32p
- 93 公務員に関する各国憲法の立法例（憲資・権15） ②③④  
 内閣法制局 1962.8 37p
- 94 集会および結社に関する各国憲法の立法例（憲資・権4） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 26p
- 95 表現の自由に関する各国憲法の立法例（憲資・権5） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 29p
- 96 家庭に関する各国憲法の立法例（憲資・権6） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 19p
- 97 労働者の権利及び義務に関する各国憲法の立法例（憲資・権7） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 40p
- 98 財産権の保障に関する各国憲法の立法例（憲資・権8） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 23p
- 99 上院議員の選任の方法に関する各国憲法の立法例（憲資・国1） ②③④  
 国立国会図書館 1957.3 12p
- 100 両院の権限に関する各国憲法の立法例（憲資・国2） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 17p
- 101 国会の活動に関する各国憲法の立法例（憲資・国3） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 22p
- 102 解散制度に関する各国憲法の立法例（憲資・国4） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 12p
- 103 常置委員会制度に関する各国憲法の立法例（憲資・国7） ②③④  
 内閣法制局 1957.3 15p
- 104 選挙の公正を確保する制度に関する各国憲法の立法例（憲資・国11） ①②③④  
 慶谷淑夫 1962.9 32p <314.8-Ke1162s>
- 105 選挙の公正（選挙区の画定、選挙の管理および選挙訴訟）を保障するための機関に関する立法例 ①②③④  
 調査会事務局 1962.4 48,5(付録)p <323.4-Ke119k(2)>

- 106 内閣総理大臣及びその他の大臣の任免に関する各国憲法の規定 (憲資・内2) ②③④  
 国立国会図書館 1957.3 21p
- 107 内閣不信任制度に関する各国憲法の立法例 (憲資・内1) ②③④  
 内閣法制局 1957.3 16p
- 108 緊急命令制度に関する各国憲法の立法例 (憲資・内3) ②③④  
 内閣法制局 1957.3 11p
- 109 憲法裁判に関する各国憲法の立法例 (憲資・司1) ②③④  
 内閣法制局 1957.3 15p
- 110 歳出の増加又は歳出見積の変更をきたすべき内容の法律制定の制限に関する各国憲法の立法例 (憲資・国5) ②③④  
 内閣法制局 1957.3 15p
- 111 予算の修正権利等に関する各国憲法の立法例 (憲資・国6) ②④  
 内閣法制局 1957.3 11p
- 112 地方自治に関する各国憲法の立法例 (憲資・地2) ②③④  
 内閣法制局 1957.3 47p
- 113 憲法改正手続に関する各国憲法の立法例 (憲資・改1) ②③④  
 内閣法制局 1957.3 19p
- 114 条約に関する各国憲法の立法例 (憲資・最1) ②③④  
 内閣法制局 1957.3 23p

#### D. 日本国憲法の改正問題に関するもの

- 1 日本国憲法改正諸案 (憲資・総39) ①②③④  
 調査会事務局 1959.3 641p <323.4-Ke1194n2>
- 2 憲法改正論および改正反対論における基本的対立点 (憲資・総57) ①②③④  
 佐藤 功 1962.5 353p <323.4-Ke119Sa787k9>
- 3 憲法改正に関する賛否の論点 (憲資・総4) ①②③④  
 調査会事務局 1957.4 69p <323.4-Ke1194k3>
- 4 日本の「第三憲法」のための諸「試案」 ①②③  
 ロバート・M・スポールディング 1961.6 37p  
 <323.4-Ke119k(3)>
- 5 日本国憲法についての論評 (憲資・総32) ①②③④  
 W・ゲルホン 1959.1 32,29(E)p <323.4-cG31nH>
- 6 日本国憲法の問題点に関する海外学識者の意見書 (憲資・総60) ①②③④  
 調査会事務局 1964.6 450,16 (追補)p <323.4-Ke1194n4>

- 7 憲法改正問題の推移—憲法改正運動と憲法擁護運動に関する資料—(憲資・総56) ①②③④  
 佐藤 功 1961.11 95p <323.4-Ke1194k16>
- 8 Comments and Observations by Foreign Scholars on Problems concerning the Constitution of Japan, 1946 ②④  
 調査会事務局 1964.5 284p

#### E. 公聴会および世論調査に関するもの

- 1 公聴会の経過および結果の概要 ①②  
 調査会事務局 1961.12 81p <323.4-Ke119k(3)>
- 2 公聴会の経過および結果の概要についての報告 ①②③  
 調査会事務局 1961.7 9p <323.4-Ke119k(1)>
- 3 憲法に関する世論調査(総合報告)(昭和36年6月) ②  
 内閣総理大臣官房審議室 1961.6 69p
- 4 憲法に関する世論調査(総合報告)付録資料(昭和36年6月) ②  
 内閣総理大臣官房審議室 1961.6 215p
- 5 憲法に関する世論調査(7)(昭和36年12月) ②  
 内閣総理大臣官房広報室 1961.12 82,7(資料)p
- 6 憲法に関する世論調査概要報告(昭和38年1月) ②  
 内閣総理大臣官房広報室 1963.1 29p
- 7 憲法に関する世論調査(8)(昭和38年1月) ②  
 内閣総理大臣官房広報室 1963.1 131,9(資料)p
- 8 憲法に関する世論調査概要報告(昭和38年10月) ②④  
 内閣総理大臣官房広報室 1963.10 27p
- 9 憲法に関する世論調査(9)(昭和39年3月) ②④  
 内閣総理大臣官房広報室 1964.3 112p
- 10 日本の世論(憲資・総44) ①②④  
 清水 伸 1960.3 217p <323.4-Si384n>

#### F. 憲法調査会に関するもの

- 1 憲法調査会の性格及び任務をめぐる国会の論議(憲資・総5) ②④  
 調査会事務局 1957.7 28p
- 2 憲法調査会設置に至るまでの経過概要(憲資・総6) ②(25)  
 調査会事務局 1957.12 16p
- 3 日本の憲法調査会—憲法改正への布石— ②  
 ジョン・M・マキ 1960.11 25p

## G. 憲法調査会年報

- 1 憲法調査会年報 (昭和31・32年度) ①④  
調査会事務局 1958.3 68p <323.4-Ke1194k4>
- 2 憲法調査会年報 (昭和33年度) ①④  
調査会事務局 1959.4, 123p, 資料 <323.4-Ke1194k4>
- 3 憲法調査会年報 (昭和34年度) ①④  
調査会事務局 1960.4 183p, 資料 <323.4-Ke1194k4>
- 4 憲法調査会年報 (昭和35年度) ①④  
調査会事務局 1961.4 254p <323.4-Ke1194k4>
- 5 憲法調査会年報 (昭和36年度) ①④  
調査会事務局 1962.4 284p <323.4-Ke1194k4>
- 6 憲法調査会年報 (昭和37年度) ①④  
調査会事務局 1963.4 356p <323.4-Ke1194k4>
- 7 憲法調査会年報 (昭和38・39年度) ①④  
調査会事務局 1964.12 395p <323.4-Ke1194k4>

## H. 憲法運用の実際についての調査報告書等

(憲法調査会報告書付属文書第三号—第十号の索引)<sup>(26)</sup>

調査会事務局 1964.7 91p <323.4-Ke1194k28>

①④

## I. 憲法調査会報告書の概要

調査会事務局 1964.7 248p <323.4-Ke1194k27>

①④

## J. 憲法調査会報告書

調査会事務局 1964.7 1167p <323.4-Ke1194k26>

①④

## K. 憲法調査会報告書付属文書

- 1 憲法調査会における各委員の意見 (付属文書第1号) ①③④  
調査会事務局 1964.7 782p <323.4-Ke1194k26>
- 2 憲法制定の経過に関する小委員会報告書 (付属文書第2号)<sup>(27)</sup> ①④  
調査会事務局 1964.7 781p <323.4-Ke1194k26>

- |    |  |     |
|----|--|-----|
| 3  | 憲法運用の実際についての調査報告書（第一委員会）（附属文書第3号）—国民の権利及び義務・司法— <sup>(28)</sup><br>調査会事務局 1964.7 466p <323.4-Ke1194k26>  | ①③④ |
| 4  | 憲法運用の実際についての調査報告書（第二委員会）（附属文書第4号）—国会・内閣・財政・地方自治— <sup>(29)</sup><br>調査会事務局 1964.7 410p <323.4-Ke1194k26> | ①③④ |
| 5  | 憲法運用の実際についての調査報告書（第三委員会）（附属文書第5号）—天皇・戦争の放棄・最高法規— <sup>(30)</sup><br>調査会事務局 1964.7 308p <323.4-Ke1194k26> | ①④  |
| 6  | 基本的問題に関する報告書（附属文書第6号）<br>調査会事務局 1964.7 135p <323.4-Ke1194k26>  | ①③④ |
| 7  | 前文・天皇・戦争の放棄・改正・最高法規に関する報告書（第一部会）（附属文書第7号）<br>調査会事務局 1964.7 268p <323.4-Ke1194k26>                        | ①③④ |
| 8  | 国民の権利及び義務・司法に関する報告書（第二部会）（附属文書第8号）<br>調査会事務局 1964.7 171p <323.4-Ke1194k26>                               | ①④  |
| 9  | 国会・内閣・財政・地方自治に関する報告書（第三部会）（附属文書第9号）<br>調査会事務局 1964.7 330p <323.4-Ke1194k26>                              | ①④  |
| 10 | 憲法無効論に関する報告書（特別部会）（附属文書第10号）<br>調査会事務局 1964.7 71p <323.4-Ke1194k26>                                      | ①④  |
| 11 | 公聴会に関する報告書（附属文書第11号）<br>調査会事務局 1964.7 285p <323.4-Ke1194k26>   | ①④  |
| 12 | 海外調査に関する報告書（附属文書第12号）<br>調査会事務局 1964.7 350p <323.4-Ke1194k26>  | ①④  |

### III. 索引

以下、調査資料について索引を付す。索引(1)は、資料の作成・執筆者の五十音順によるものであり、これをさらに機関と個人（日本人）、個人（外国人）の3種類に分類した。これに加えて、談話や演説の筆記をもとに作成された資料については談話（演説）者のリストを別に作成した。また索引(2)は、調査資料のうちB（憲法制定の経過に関するもの）とC（憲法運用の実際に関するもの）について、日本国憲法の章ごとに整理分類を試みたものである。Cについては最終報告書において分類がなされているが、ここに掲げるものは、BならびにCのうち「外国における立法例」の部分をも含めての索引である。ただし、日本国憲法自体について扱ったもの、いずれの章にも直接の関連を持たず総括的内容を有するもの等については索引(2)の対象外とした。

◎索引(1)

機関・組織

外務省

B-17, C-19, 29, 30

刑法改正準備会

C-43

憲法調査会事務局

A -1~4(全), B -1~13, 19~40,  
45~47, 49~52, 57~60, 79, 81, C -  
4~5, 24, 26, 36~39, 53, 58, 61, 105, D -  
1, 3, 6, 8, E -1, 2, F -1~3, G -  
1~7(全), H(全), I(全), J(全), K -  
1~12(全)

国際文化自由会議

C-16

国務省

B-15, 16

国立国会図書館

B-16, C-82~84, 91, 99, 106

最高裁判所事務局

C-6~7

参議院法制局

C-82~84

自治大学校

C-57

衆議院法制局

C-82~84

自由党憲法調査会

B-41

自由民主党憲法調査会

C-14

東大占領体制研究会

B-44, C-54

内閣官房

C-18

内閣総理大臣官房広報室

E-5~9

内閣総理大臣官房審議室

E-3, 4

内閣法制局

C -1~3, 74, 82~84, 88~90, 92~98,  
100~103, 107~114

連合国最高司令官総司令部民政局

(GHQ/SCAP, GS)

B-14

個人名：日本人

葦津 珍彦 C-22

芦部 信喜 B-85

麻生 茂 C-40

稲葉 修 B-74, 75

入江啓四郎 B-56, 76

入江 俊郎 B-54

鵜飼 信成 C-64

大石 義雄 B-86

奥山 益朗 B-63

河原峻一郎 C-46

久保田きぬ C-10

黒田 覚 C-55, 68

河野 一之 C-75

小林 昭三 B-75, C-31, 32, 66

小林 直樹 C-77, 78

近藤 俊清 C-42

佐藤 功 B-53, C-33, D-2, 7

佐藤 達夫 B-55

佐藤 藤佐 C-87

鮫島 真男 C-9

塩田 定一 C-45

清水 伸 E-10

清水 望 C-32

高尾 亮一 C-20, 21, 44

高木 八尺 B-43

高野 雄一 C-80

高柳 憲三	C-17	スポールディング, R.M. (Spaulding, Robert M.)	D- 4
辻 清明	C-63	ターナー, J.E. (Turner, John E.)	B-69, C-25
土屋 正三	C-59, 76	デュヴェルジェ, M. (Duverger, Maurice)	C-60, 67
西 迪雄	C-50	ネーザンソン, N.L. (Nathanson, Nathaniel L.)	C-69
野村 敬造	C-12, 13, 71	バーンズ, J.F. (Byrnes, James F.)	B-67
萩原 徹	B-18	バンディ, M.G. (Bundy, McGeorge)	B-66
藤壜 準二	B-62	パンホイス, H.F. (Panhuys, H.F. van)	C-81
藤田 嗣雄	C-41	フェデラー, J. (Federer, Julius)	C-70
松本 丞治	B-41	フリードリッヒ, C.J. (Friedrich, Carl J.)	B-78
水木惣太郎	C-52	ブレイクスリー, G.H. (Blakeslee, George H.)	B-15, 16
宮崎 昇	C-49, 72	ヘアファールト, H. (Herrfahrdt, Heinrich)	C-34
宮田 豊	C-62	ベイシュ, D.D. (Basu, Durga Das)	C-47
村田 聖明	B-84	ホイットニー, C. (Whitney, Courtney)	B-64
山田 晟	C-11	ボートン, H. (Borton, Hugh)	B-65, 83
慶谷 淑夫	C-104	ボール, W.M. (Ball, W. Macmahon)	B-68
我妻 栄	B-48	マッカーサー, D (MacArthur, Duglas)	B-38
<u>個人名：外国人</u>		マキ, J.M (Maki, John M.)	F-3
イエリネック, G. (Jellinek, Georg)	C-35	マックネリー, T. (Macnelly, Theodore)	B-71~ 73, 82
ウイリアムス, J. (Williams, Justin)	C-56	マテウッチイ, M. (Matteucci, Mario)	C-48
ウオード, R.E. (Ward, Robert E.)	B-70	マンゴルド, H.J. (Mangoldt, Hermann J.)	B-77
ヴォルフ, B. (Wolff, Bernhard)	C-47	モリソン, H.S. (Morrison, Herbert S.)	C-27
オブラー, A.C. (Oppler, Alfred C.)	B-20		
カピタン, R. (Capitant, René)	C-8, 15		
クウィグレイ, H.S. (Quigley, Harold S.)	B-69, C-25		
ゲルホン, W. (Gellhorn, Walter)	D-5		
シュナイダー, H. (Schneider, Hans)	C-73		
スグリツアス, (Sgoritsas)	C-28		
スチムソン, H.L. (Stimson, Henry L.)	B-66		

ラウエル, M.E.  
(Rowell, Milo E.)  
B-21, 39, 80  
レーヴェンシュタイン, K.  
(Loewenstein, Karl)  
C-65, 79

: C-80, 81, 114  
第11章 補 則 (100~103条)  
: 該当資料なし

註

個人名: 談話・演説者

浅井 清 B-46  
岩淵 辰雄 B-47  
幣原喜重郎 B-34  
鈴木 義男 B-45  
高木 八尺 B-44  
西沢哲四郎 C-54  
松本 丞治 B-42  
マッカーサー, D.  
(MacArthur, Douglas) B-35~37  
ラウエル, M.E.  
(Rowell, Milo E.) B-40

- (1) 憲法調査会法 (1956年6月11日, 法律第140号) 第2条
- (2) 超党派的な憲法調査機関の構想が初めて公なものとしたのは, 1955年1月, 内閣総理大臣鳩山一郎の施政方針演説においてであった。しかし, すでに政党レヴェルにおいてはその前年自由・改進両党において, それぞれ憲法調査会が発足していた。長谷川正安氏は, 1954年を頂点とする憲法改正論の高揚は, 講和後のいわゆるサンフランシスコ体制における, 日本国憲法存在形式と, 事実上の占領継続状態に等しかった政治の実態との乖離から必然的に行き着いた結果であると主張している。「一口にいえば, 改憲論者にとって昭和29年は憲法改正準備完了の年であり, 30年は改憲実現の年と考えられていた」長谷川正安「憲法調査会の成立—憲法調査会を調査する—」(『思想』479号 1964年5月) p88
- (3) 調査会の設置の経緯および活動の記録に関しては, 調査会事務局によって作成された本報告書の他に, 渡辺治『日本国憲法「改正」史』(日本評論社, 1987年)を参照した。
- (4) 調査会は, 憲法改正と日ソ国交回復を二大政策課題とした鳩山一郎内閣の所産であった。同内閣は, 調査会法案が可決された第24国会において「小選挙区法案」を提出し, 選挙区割りの改変により憲法改正に必要な議席数を保守政党議員で確保することを企図した。しかし, この専断的な政策に対しては社会党をはじめ世論の批判が厳しく,

◎索引(2)

第1章 天 皇 (1~8条)  
: B-24, 25, 62, 63, C-18~35  
第2章 戦争の放棄 (9条)  
: B-26, 34, 49, 51, C-36~42, 88, 89  
第3章 国民の権利及び義務 (10~40条)  
: B-27, 37, C-43~52, 90~98  
第4章 国 会 (41~64条)  
: B-29, 30, C-53~62, 99~105  
第5章 内 閣 (65~75条)  
: B-31, C-63~68, 106~108  
第6章 司 法 (76~82条)  
: B-32, C-69~73, 109  
第7章 財 政 (83~91条)  
: B-33, C-74, 75, 110, 111  
第8章 地方自治 (92~95条)  
: B-33, C-76, 125  
第9章 改 正 (96条)  
: C-77~79, 112  
第10章 最高法規 (97~99条)

- 小選挙区法案は廃案となった。また1955年2月の衆議院総選挙、1956年7月の参議院議員選挙において、いずれも保守勢力は憲法改正を發議するに足る議席数（総議席の3分の2）を獲得することができず、その結果鳩山内閣は憲法改正を看板として掲げることを断念せざるをえなくなった。こうした時期にあって、法案は成立したものの、調査会の発足は見送りを余儀なくされ、鳩山の退陣後、石橋湛山内閣を挟み、岸信介内閣に至ってようやく活動が開始されたのである。渡辺前掲書 pp306-312、内田健三『戦後日本の保守政治—政治記者の証言—』（岩波書店、1969年）p81、長谷川前掲論文 p87。
- (5) 渡辺前掲書 p306, 315。なお発足時の委員は、自由民主党所属の国会議員18名、緑風会所属の国会議員2名、学識経験者19名、計39名であった。また、調査会の委員数は終始40名前後であった。調査会事務局『憲法調査会報告書の概要』p15, 17。
- (6) 調査会における部会と委員会との位置付けの相違は明瞭なものではない。憲法調査会法に設置が規定されているのは部会のみである。委員会方式の導入を決めた第15回総会（1958年7月16日）において神川彦松委員からこの点について説明を求められた高柳賢三会長、矢部貞治副会長の回答によれば、委員会は総会の付託を受けた事項についてのみ調査審議を行い、その点で部会に比して自主性のうえで劣るとするものであるが、明快な説明とはいえない。『憲法調査会第15回総会議事録』pp59-60を参照。
- (7) 1962年9月東京において中央公聴会が開催されたほか、地区公聴会が同年2月から8月にかけて関東、近畿、九州、東北、四国、中国、北陸・信越、東海ならびに北海道の9地区の各中心都市において開催された。
- (8) 「政府の憲法調査会の活動についての記録は、議事録、付属資料を含め、膨大な量にのぼっている。しかし、従来、憲法調査会の活動は、その存在そのものに対する否定的評価と恐らくはかかわっているのであろうが、ほとんど、検討の対象とはなっておかなかった」渡辺前掲書 pp449-450。但し、併せて渡辺氏は、憲法改正問題を考察する上では、調査会の活動をさらに検討の対象とするべきであると主張している。「憲法『改正』を史的に検討するとすれば、その会の存在と活動に対する否定的評価とは別に、改めて、この会の活動を検討し、きちんとした形で評価を加える必要があることはいうまでもない」前掲書 p450。なお、各委員会が1961年にあいついで作成した憲法運用の実際に関する調査報告書（後註で触れるとおり、これらは最終報告書の付属文書となった）、最終報告書（1964年）ならびこれらに関する一連の解説論稿（佐藤功氏が執筆したもの。渡辺前掲書 p451, 455を参照）は現在も広く読まれている。
- (9) 連合部会第2回および第3回会議の議事録、また起草委員会第13回および第14回会議の議事録はそれぞれ合冊となっている。
- (10) 第130回総会における矢部貞治起草委員長の説明に基づく。『憲法調査会第130回総会議事録』pp6-7
- (11) 同上。
- (12) 当館には、本稿で紹介する他に、調査及び立法考査局にも調査業務用としてまとまった分量の憲法調査会関係資料が存在する。
- (13) 佐藤達夫（1904-1974）は内閣法制局長官、国立国会図書館専門調査員等を歴

- 任のち人事院総裁。内閣法制局においては政府側スタッフの中心として日本国憲法の制定作業に携わった。また西沢哲一郎(1903-1985)は1963年12月から調査会の廃止に至るまで、調査会事務局長を勤めた。前歴は衆議院法制局長等。のちに国立国会図書館専門調査員。
- (14) 1960年、いわゆる安保闘争の直後に登場した池田勇人内閣において従来の統治方針からの転換が行われたように、調査会を取り巻く政治状況の変化に伴い、調査会の活動目標は設置推進者たちの当初の構想から離れて次第に変容を遂げていくこととなった。この間の経緯については、渡辺前掲書、第4章に詳細な記述がある。また、こうした現実の上に乗って作成された最終報告書が憲法改正問題に対して果たした役割については、佐藤功「憲法改正論の系譜と現状」(『ジュリスト』638号1977年5月3日) pp46-47を参照。
- (15) 本文のほかにその外国語原文または各種資料等が付属し、別個にページ付けされている資料についてはその両方のページ数を記した。(E)は英語、(F)はフランス語、(I)はイタリア語であることを示す。
- (16) この資料は、第三委員会第35回会議議事録の巻末に収録されており、独立した冊子としての形態を持たない。これと同様の場合は、以下に注記する資料の中にも見られる。
- (17) 第6回総会議事録中に掲載されているが、これは同会議の席上、坂西志保委員が自らの翻訳を朗読したものである。こうした性格のものが、独立した資料として最終報告書にリスト・アップされた理由が奈辺に存在するのか、釈然としかねるものがあることを記しておきたい。
- (18) 〈YD5-HB945~947〉は、〈329.8-cB73 rK〉をマイクロフィッシュ化したものであり、特別資料室において所蔵している(3シート)。
- (19) 憲法制定の経過に関する小委員会第5回会議議事録巻末に所収。
- (20) 憲法制定の経過に関する小委員会第35回会議議事録巻末に所収。
- (21) 第11回総会議事録巻末に所収。
- (22) 第三委員会小委員会第1回会議議事録巻末に所収。
- (23) この憲法集(82~84)は、法令議会資料室においても所蔵している(請求記号C211-34,7冊)。さらに、83のみ中央書庫にも存在する(ただし欠落部分が多い。請求記号<323.6-Sy996k〉)。
- (24) 第三委員会第35回会議議事録巻末に所収。
- (25) 「西沢哲一郎旧蔵憲法調査会資料」の中にも同一内容の資料が存在するが、これには資料番号(憲資・総6)が付与されていない。
- (26) この他に、最終報告書には記されていないが、『憲法運用の実際についての委員会報告書索引』(1961 49p<323.4-Ke1194k20〉)が存在する。
- (27) これは、憲法制定過程および憲法運用についての調査が終了した1961年の時点において作成され、総会に提出された『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』(調査会事務局 1961.12 612, 27p<323.4-Ke1194k15〉)が、あらためて最終報告書の付属文書として内閣を通して国会に提出されたものであり、両者はその本文においては全く内容を同じくする。ただし、最終報告書付属文書第2号にあっては、巻末に参考資料が新たに加えられている。
- (28), (29), (30) 同様に、付属文書第3号は『憲法運用の実際についての第一委員会報告書』(1961.12 466p <323.4-Ke1194

k12) と、第4号は『憲法運用の実際  
についての第二委員会報告書』(1961.  
12 408p <323.4-Ke1194k13>)と、ま  
た、第5号は、『憲法運用の実際につ  
いての第三委員会報告書』(1961.12

308p <323.4-Ke1194k14>) と同一の内容  
を持った資料である。  
(ふるかわ・こうたろう 調査及び立  
法考査局財政金融課)